

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 丸和工業株式会社  
法人番号： 1030001062110  
住 所： 埼玉県北本市宮内5丁目351番地
- 指名停止措置期間： 令和7年5月21日から令和7年6月3日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

丸和工業株式会社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である丸和工業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

### ＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1＞

| 措 置 要 領                                                                                                     | 期 間                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1～7 略                                                                                                       | 略                    |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内 |

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)